

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 11 日

関係各位

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

標準媒介契約約款（平成 2 年建設省告示第 115 号）の改正について（連絡）

日頃より国土交通行政へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先般、「標準媒介契約約款の一部を改正する件」（令和 4 年国土交通省告示第 539 号）が公布され、本年 5 月 18 日より施行されるところですが、当該改正において、「第 37 条第 4 項」とすべきところを「第 37 条第 4 項又は第 5 項」としている誤りが複数箇所ございました。

これに関して、5 月 18 日以降速やかに「標準媒介契約約款」（平成 2 年建設省告示第 115 号）を別添のとおり修正する告示改正を行う予定ですので、ご連絡いたします。

なお、本誤りを修正する告示の施行までの間に修正後の標準媒介契約約款を使用すること及び当該告示の施行後、当面の間は修正前の標準媒介契約約款を使用することは差し支えないことを申し添えます。

以上